

令和8年
6月より

電話の音声ガイダンスを**変更**しています

☎ 福井支部代表電話

0776-27-8300

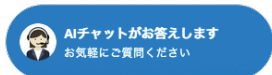
※以前の直通番号は使用しないよう、お願いいたします。

協会けんぽ加入者・事業所の方は
自動音声案内に従い、「**1**」を押してください



— お願いします —

一般的なお問い合わせは、協会けんぽホームページのAIチャットサービスもご活用ください。
(有人チャットもご利用いただけます。)



各種申請書の提出先について

提出先	協会けんぽ	日本年金機構
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 傷病手当金 ● 出産手当金 ● 任意継続加入 など <p>※詳しくは協会けんぽのHPをご確認ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 資格の取得・喪失の手続き ● 被扶養者の異動 ● 報酬月額変更 など <p>※詳しくは日本年金機構のHPをご確認ください。</p>
電子申請の場合	ほぼすべての申請がオンラインで可能です	
郵送の場合	〒910-8541 全国健康保険協会 福井支部	〒541-8533 日本年金機構 大阪広域事務センター
お問い合わせ先	0776-27-8300 (代表)	<ul style="list-style-type: none"> ● 福井年金事務所…0776-23-4518 ● 武生年金事務所…0778-23-1126 ● 敦賀年金事務所…0770-23-9904



各種申請手続きは電子申請がおすすめです！

ご本人に申請してもらうことで
事務負担軽減&郵送の手間を省くことができます

安心

システムチェックにより、記載漏れなどのミスが防げます。

+

正確

制度の詳細やよくある質問を画面上で確認しながら入力できるため、正確に申請ができます。

+

早い

郵送などにかかっていた手間や時間、費用が削減できます。

+

便利

スマホやパソコンから、申請後の処理状況が確認できます。



たとえば

傷病手当金を申請する場合

※社会保険労務士経由でも電子申請が可能です。

電子申請サービス
をご利用の方は
こちらから▶

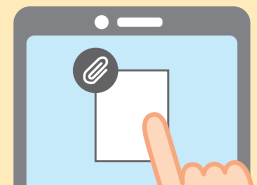


傷病手当金

メニューより
「傷病手当金」を選択



マイナンバーカード
の読み取り



必要事項の入力と
添付書類の写真を
アップロード



申請完了

用意する
書類

- 傷病手当金支給申請書（事業主記入用）
- 傷病手当金支給申請書（療養担当者記入用）

用意する書類について
詳しくはコチラ▶



※12ヵ月以内で事業所に変更があった場合や定年再雇用等で資格に変更があった場合、
その他障害厚生年金等の給付を受けている場合など、追加で添付いただく書類については適宜ご確認願います。

健康保険委員セミナーを開催いたします！



事業所における健康づくりを推進するため、『健康保険委員セミナー』を開催いたします。当セミナーでは「協会けんぽ DX の取り組み」や「職場で簡単にできる運動」などについての講演を予定しております。「健康測定機器」体験コーナーも設置いたしますので、ぜひご参加ください！

会場や日時等の詳細は、健康保険委員の方に別途お送りしている、申込チラシをご確認ください。

申込チラシ

